

## 報告第3号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

令和3年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 3 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第20号

### 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削る。

付則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を付則第2項とする。

付則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第5項を付則第4項とし、付則第6項の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同項を付則第5項とする。

付則第7項中「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第8項中「付則第6項」を「付則第5項」に、「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第9項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「付則第6項」を「付則第5項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第10項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「付則第6項」を「付則第5項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第11項の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同項を付則第10項とする。

付則第12項を付則第11項とし、付則第13項中「平成30年度から平成32

年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同項を付則第12項とする。

付則第14項中「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第15項を付則第14項とし、付則第16項中「付則第6項及び第8項」を「付則第5項及び第7項」に、「付則第6項及び第9項」を「付則第5項及び第8項」に、「付則第7項、第9項及び第10項」を「付則第6項、第8項及び第9項」に、「付則第9項から付則第11項まで」を「付則第8項から第10項まで」に、「付則第11項」を「付則第10項」に、「付則第12項から第14項まで」を「付則第11項から第13項まで」に、「付則第13項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第18項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成24年度分から平成26年度分までの都市計画税については、法附則第25条の3の規定を」を「法附則第25条の3第1項に規定する用途変更宅地等及び同条第3項に定める条件を満たす宅地等に係る都市計画税については、同条の規定は」に改め、同項を付則第17項とする。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。